

2月3日 各所で豆まき

福よ来い来い豆まきだ！



▲あすなろ児童館でも「鬼は外へ、福は内」の声が響きました

節分追儺式



▲円福寺にて（一小の子どもたち）

邪気を払い一年の無病息災を願うため、町内の神社やお寺など各所で、豆まきが行われました。

ついなさい
節分追儺祭

▲元狭山神社にて

2月7日 子ども議会



▲真剣なまなざしで壇上を見つめる子ども議員

小学生14名が子ども議員となり、3名が交代で議長を務め、町長や教育長に環境や安全対策、施設設置など多岐に渡った質問をしました。

みんな堂々と壇上で質問し、自席では再質問をするなど活発な議論が行われました。

町内外で活躍している女性を講師とパネリストに迎え、講演会が行われました。

第一部では、海外での体験談を語った基調講演が、第二部では、コーディネーターとパネリストによるパネルディスカッションが行われました。



▲第一部の講師 小川 リカさん

2月15日 男女共同参画社会推進事業講演会
輝くみずほの女性たち

▲第二部のパネルディスカッション

1月25日
駅伝競走大会

撮影協力 みずほ交友会

農芸高校の生徒によるボランティアや、横田基地からも5チームの参加がありました。沿道は応援で盛り上がり、選手たちを励ましてくれました。



▲日光街道を激走



▲農芸高校の生徒の応援に応える横田基地チームの走者



▲チームの思いが込められたすきを次の走者へ



▲ゴールはもうすぐ

1月29日
地球のステージ2 ～国境を越えて～

世界各国で紛争が絶えない地域や災害地で、医療救援活動を行っている医師の桑山さんが、現地での写真を通し、人権について自らの体験や感じたことをオリジナルの音楽と映像で伝えるコンサートが行われました。



自分たちが暮らしている日本の環境と比較し、人権について考える良い機会となりました。

1月25日 郷土歴史講演会

多摩と瑞穂の今昔を訪ねる、炉辺夜話を演題に郷土歴史講演会が行われました。多くの参加者が集まり、文化財審議会村山会長の話を熱心に聞き入っていました。

毎年参加を楽しみにしている方もいて、郷土の歴史に触れる良い機会となりました。



広報みずほに載っているあなたの写真を差し上げます（借用した写真は除きます）
問合せ 秘書広報課 ☎557-7497



家族介護慰労金を支給

町内在住で、次の要件のすべてに該当する方へ、申請により慰労金を支給します。

要件

- 要介護4、要介護5に該当、または相当する高齢者を介護している家族
 - 要介護者および介護者の世帯全員の町民税が非課税であること
 - 過去1年間、介護保険のサービスを利用していないこと（年間7日以下のショートステイは除きます）
 - 要介護者が過去1年間に90日以上入院をしていないこと
- ※申請される前にお問い合わせください。

問合せ 高齢者福祉課

☎557-0609

社会福祉協議会

☎557-0159

歳末たすけあい運動募金

総額 238万3357円

昨年12月に実施した「歳末たすけあい運動」では、皆様からの温かいご協力により、多くの募金が集まりました。この募金は町内の地域福祉活動費として有効に活用させていただきます。ご協力ありがとうございました。



高齢者福祉センター寿楽

☎556-1120

じゅらく文化祭

寿楽で活動している皆さんの作品を展示します。最終日には「寿楽芸能大会」としてカラオケ大会やコーラス、

DV(ドメスティック)相談受付

福祉課 ☎557-5299

子どもの虐待相談受付

ひばり ☎568-0051

高齢者の虐待相談受付

高齢者福祉課 ☎557-0609

介護保険料の納め忘れはありませんか

介護保険は、40歳以上の皆さんに納めていただく保険料と税金を財源に運営しています。いずれ介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを受けられるよう、保険料は必ず納めましょう。



65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料の納付方法

年金額や年金の種類、被保険者となった時期によって、年金から差し引かれる方法と納付書で納める方法の2種類に分かれています。

●保険料を滞納すると

滞納期間に応じて次のような制限が

課されます。
「1年間保険料を滞納した場合（支払方法の変更）」

介護サービスを利用した時、いったん利用料の全額を自己負担し、後で9割相当分を町から払い戻しを受ける「償還払い」に、支払方法が変更になります。

「1年6カ月間保険料を滞納した場合（保険給付の一時差し止め）」

差し止め額から滞納保険料を控除償還払いになった給付額（9割）の1部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から、保険料が差し引かれる場合もあります。

「2年以上保険料を滞納した場合利用負担割合の引き上げ、高額介護サービス費の支給停止」

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費の支給が受けられないことがあります。

問合せ 高齢者福祉課

☎557-0609

生活保護について

失業や病気、けがなどさまざまな事情で生活に困っている世帯に、国が援

助すること、世帯の自立を手助けする制度です。

生活保護を受ける場合は、世帯全員の収入と国が定めた最低生活の基準とを比較して決まります。

また、次のことを優先して行っていない、それでも生活ができない場合に、その困っている程度に応じて保護費が支給されます。

①働ける健康状態であれば、働くこと
②土地や家、預貯金、車、生命保険などの資産を換金して生活費に充てること

③親、子、兄弟などから、できる限りの援助を求めること

④年金や手当で、貸し付けなど、他制度の手続きをすること

※町は、保護の相談を受け、申請書を西多摩福祉事務所に取り次ぎます。西多摩福祉事務所では、ケースワーカーが直接詳しい相談、申請を受け付けます。

相談窓口

▼福祉課 ☎557-7620

▼東京都西多摩福祉事務所（保護係）☎0428（22）1165



子ども家庭支援センターひばり

問合せ ひばり ☎568-0051

★ひばりサロン

赤ちゃん子どもにとって、どんな生活が望ましいのでしょうか。

睡眠、食事、遊びなどとの関係や時間の使い方を一緒に考えてみませんか。

テーマ 生活リズム

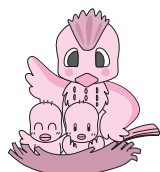
日時 3月13日（金）
午前10時30分～11時30分



★親子で遊ぼう

歌ったり、踊ったり、楽しく遊ぼう！

日時 3月27日（金）
午前10時30分～11時
内容 室内遊び



▲前回の親子で遊ぼう

★おはなし、はじまるよ！

「ゼロ歳」からのおはなし会
絵とコトバのリズムであ・そ・ぼ

日時 3月18日（水）
午前11時から
内容 絵本、紙芝居 ほか

